学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AM_{14}＝0.0126

AM_{15}＝0.0131

AM_{16}＝0.0145

AM_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0097
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0146

AM_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0109
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0146

AM_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0109
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0149

AM_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0111
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0128

AM_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0110
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0125

AM_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0108
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0124

AM_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0105
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0120

AM_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0102
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0112

AM_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0022
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0021

学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

AQ_{14}＝0.0126

AQ_{15}＝0.0130

AQ_{16}＝0.0144

AQ_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0096
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

AQ_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0096
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139

AQ_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0108
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0147

AQ_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0110
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0127

AQ_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0110
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0124

AQ_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0107
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0123

AQ_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0104
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0120

AQ_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0102
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0112

AQ_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0102
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0111